目



 \bigcirc

 \bigcirc

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1509号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成15年11月14日金曜日 第1509号

規 則 知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り 扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則......1171 告 汞 新たな土地改良事業の施行の認可......1171 市営土地改良事業の施行の同意(2件).....1172 漁業の許可又は起業の認可の申請期間......1172 公有水面埋立工事のしゅん功認可(3件)......1172 道路の区域変更(県道落合久万線)......1176)1176 " 道路の供用開始(道路の区域変更(県道弓削島循環線)......1176)1176 道路の供用開始(道路の区域変更(県道粟井浅海線)......1177)1177 道路の供用開始(道路の区域変更(県道北条玉川線)......1177 道路の区域変更(一般国道 440号)......1177 道路の区域変更(県道城川檮原線).....1178)1178 " 道路の供用開始(

次 ♦

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.......1179 争議行為の通知の公表......1180

道路の区域変更(県道宿毛津島線外).....1178

道路の区域変更(県道網代鳥越線)......1179

開発行為に関する工事の完了......1179 道路の位置の指定......1179

"

)1178

規 則

○愛媛県規則第66号

道路の供用開始(

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

知事が管理する公文書の公開等に関する規則及び知事 が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正 する規則

(知事が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

第1条 知事が管理する公文書の公開等に関する規則(平成 10年愛媛県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条に次のただし書を加える。

ただし、当該方法により難いときは、知事が適当と認 める方法により行うものとする。

第4条の表を次のように改める。

電磁的記録の種類	公開の方法
1 録音され、又は録画された電磁的記録	視聴又は写し(複製物を含む。以下同じ。)の 交付
2 1に掲げるもの以外の電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は 写しの交付

様式第1号中

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成 14年愛媛県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、当該方法により難いときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

第5条の表を次のように改める。

	電磁的記録の種類	開示の方法
1	録音され、又は録画された電磁的記録	視聴又は写し(複製物を含む。以下同じ。)の
		交付
2	1 に掲げるもの以外の電磁的記録	用紙に出力したものの閲覧若しくは交付又は
		足しの な付

様式第2号中

r 写しの交付 を 視聴 を 」 r 視聴 (これに引き続く写しの交付の希望 有 無) に改める。 写しの交付

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出されている書類又は第2条の規定による改正前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号の規定により提出されている書類は、第1条の規定による改正後の知事が管理する公文書の公開等に関する規則様式第1号の規定により提出された書類又は第2条の規定による改正後の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第2号の規定により提出された書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第2107号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定 により、重信町見奈良土地改良区から認可申請のあった新た な土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)

・柚寿之木地区)の施行を平成15年10月31日認可した。

平成15年11月14日

○愛媛県告示第2108号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(かんがい排水)・上野本村地区)の 施行に平成15年10月31日同意した。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の 規定により、伊予市から協議のあった市営土地改良事業(県 単独補助土地改良事業(農道)・上三谷大替地地区)の施行 に平成15年10月31日同意した。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2110号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間 平成15年11月14日から11月27日まで

○愛媛県告示第2111号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、波方町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡陸地部土地開発公社 越智郡波方町大字樋口甲 250 番地 代表者 理事長 片上 修二郎 越智郡波方町大字樋口甲 222 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡波方町大字宮崎甲 648 番 3 から同甲 600 番 1 に 至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の12の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線及び10の地点と12の地点を結ぶ平成11年の春分の満潮位(D.L.+438メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(国土地理院 三等三角点 宮崎)は、北緯34度

06分 43 5646 秒、東経 132 度54分 00 .1929 秒の地点 12の地点は、基点から真北 6 度28分33秒900 .42メート ルの地点

11の地点は、12の地点から真北 299 度08分00秒132 .08 メートルの地点

2 の地点は、11の地点から真北29度08分00秒 39 .14 メ

ートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北 119 度08分00秒3 50メ

ートルの地点

4の地点は、3の地点から真北29度08分00秒 15.86 メ

ートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北 119 度08分00秒4 80メ

ートルの地点

6の地点は、5の地点から真北209度08分00秒530メ

ートルの地点

7の地点は、6の地点から真北119度08分00秒37425

メートルの地点

8 の地点は、7 の地点から真北29度08分00秒5 30メートルの地点

9 の地点は、8 の地点から真北 119 度08分00秒0 95メ

ートルの地点

10の地点は、9の地点から真北 148 度32分13秒 22 55 メートルの地点

(3) 面積

24 ,016 .63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成12年11月28日 愛媛県指令港第 204 号

4 しゅん功認可年月日 平成15年11月14日

○愛媛県告示第2112号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する 工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2 代表者 知事 加戸守行 松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡弓削町下弓削1003番地先から同町日比 655 番地 先の公有水面

(2) 区域

次の1点から58点までを順次直線で結んだ線並びに58 点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(T.P.+1.85 メートル)における公有水面と陸との境界線により囲ま

点

点

れた区域

基点(越智郡弓削町下弓削1002番地先の護岸に設置された金属鋲)は、北緯34度15分11秒、東経133度12分34秒の地占

- 1点 基点から真北 127 度40分26秒 32 .15 メートルの地点
 - 2点 1点から真北79度32分48秒5.18メートルの地点
 - 3点 2点から直北85度55分42秒5 52メートルの地点
 - 4点 3点から真北92度44分16秒6.13メートルの地点
 - 5点 4点から真北99度53分44秒6.13メートルの地点
- 6 点 5 点から真北 107 度03分19秒6 .13メートルの地
- 7点 6点から真北 113 度45分14秒6 .14メートルの地 点
- 8点 7点から真北 121 度52分10秒6 97メートルの地 占
- 9点 8点から真北 130 度28分42秒7 33メートルの地 占
- 10点 9点から真北 137 度57分44秒5 32メートルの地点
- 11点 10点から真北 142 度05分20秒5 .08メートルの地点
- 12点 11点から真北 234 度05分13秒1 30メートルの地 占
- 13点 12点から真北 148 度20分09秒5 .00メートルの地点
- 14点 13点から真北 152 度42分46秒5 .00メートルの地 点
- 15点 14点から真北 156 度37分05秒5 .00メートルの地 点
- 16点 15点から真北 160 度02分29秒5 .00メートルの地 点
- 17点 16点から真北 162 度59分15秒5 .00メートルの地 点
- 18点 17点から真北 165 度27分23秒5 .00メートルの地 点
- 19点 18点から真北 167 度26分54秒5 .00メートルの地点
- 20点 19点から真北 168 度57分47秒5 .00メートルの地点
- 21点 20点から真北 170 度00分03秒5 .00メートルの地 点
- 22点 21点から真北 170 度33分41秒5 .00メートルの地点
- 23点 22点から真北 170 度41分17秒1 .05メートルの地 点
- 24点 23点から真北 170 度41分24秒7 51メートルの地 点
- 25点 24点から真北 170 度30分59秒5 .00メートルの地 点
- 26点 25点から真北 170 度04分45秒5 .00メートルの地 点
 - 27点 26点から真北 169 度20分38秒5 .00メートルの地

28点 27点から真北 168 度19分06秒5 00メートルの地 点

- 29点 28点から真北 167 度00分08秒5 .00メートルの地点
- 30点 29点から真北 165 度23分50秒5 .00メートルの地点
 - 31点 30点から真北 164 度08分07秒1 89メートルの地
- 点 32点 31点から真北 163 度26分21秒5 .00メートルの地
- 32点 31点から真北 163 度26分21秒5 DOメートルの地 点
- 33点 32点から真北 161 度26分44秒5 .00メートルの地 点
- 34点 33点から真北 159 度25分50秒5 .00メートルの地 点
- 35点 34点から真北 157 度25分49秒5 .00メートルの地 点
- 36点 35点から真北 155 度44分44秒3 33メートルの地
- 37点 36点から真北 154 度49分58秒5 00メートルの地 点
- 38点 37点から真北 153 度06分33秒5 .00メートルの地
- 39点 38点から真北 151 度40分59秒5 .00メートルの地 点
- 40点 39点から真北 150 度32分52秒5 00メートルの地 点
- 41点 40点から真北 149 度42分11秒5 .00メートルの地 点
- 42点 41点から真北 149 度08分55秒5 .00メートルの地 点
- 43点 42点から真北 148 度56分40秒1 89メートルの地 点
- 44点 43点から真北 148 度50分55秒 35 .70 メートルの 地点
- 45点 44点から真北 148 度29分16秒5 00メートルの地 点
- 46点 45点から真北 147 度45分10秒5 .00メートルの地
- 47点 46点から真北 147 度01分53秒5 .00メートルの地点
- 48点 47点から真北 146 度17分16秒5 .00メートルの地
- 49点 48点から真北 145 度34分10秒5 .00メートルの地 点
- 50点 49点から真北 144 度50分41秒5 .00メートルの地点
- 51点 50点から真北 144 度06分15秒5 .00メートルの地点
- 52点 51点から真北 143 度23分04秒5 .00メートルの地 点
- 53点 52点から真北 142 度38分55秒5 .00メートルの地点

54点 53点から真北 141 度55分12秒5 .00メートルの地点

55点 54点から真北 141 度25分24秒2 .05メートルの地 点

56点 55点から真北 141 度15分45秒 23 25 メートルの 地点

57点 56点から真北 141 度15分35秒 19 23 メートルの 地点

58点 57点から真北 231 度18分08秒4 94メートルの地 点

(3) 面積

2 413 54平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成13年3月16日 愛媛県指令港第79号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年11月14日

○愛媛県告示第2113号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、弓削町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

弓削町長 木下良一 越智郡弓削町下弓削 210 番地

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡弓削町日比 301 番から同1231番に至る地先公有 水面

(2) 区域

次の1点から93点までを順次直線で結んだ線並びに93点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+384メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(越智郡弓削町下弓削1002番地先の護岸に設置された金属鋲)は、北緯34度15分11秒、東経133度12分34秒の地点

1点 基点から真北 145 度57分02秒346 .67メートルの 地点

2点 1点から真北51度18分08秒4 94メートルの地点 3点 2点から真北321度15分35秒1923メートルの 地点

4点 3点から真北321度15分45秒2325メートルの 地点

5 点 4 点から真北 321 度24分32秒2 .05メートルの地 点

6点 5点から真北321度55分22秒5.00メートルの地 点 7点 6点から真北 322 度39分06秒5 .00メートルの地点

8点 7点から真北 323 度22分50秒5 .00メートルの地 点

9点 8点から真北324度06分35秒5.00メートルの地点

10点 9点から真北324度50分19秒5.00メートルの地占

11点 10点から真北 325 度34分03秒5 .00メートルの地 点

12点 11点から真北 326 度17分47秒5 .00メートルの地 点

13点 12点から真北 327 度01分32秒5 .00メートルの地点

14点 13点から真北 327 度45分16秒5 .00メートルの地 ら

15点 14点から真北 328 度29分00秒5 .00メートルの地 点

16点 15点から真北 328 度50分55秒 35 .70 メートルの地点

17点 16点から真北 328 度56分40秒1 89メートルの地 占

18点 17点から真北 329 度08分55秒5 .00メートルの地 点

19点 18点から真北 329 度42分11秒5 .00メートルの地点

20点 19点から真北 330 度32分52秒5 .00メートルの地 点

21点 20点から真北 331 度40分59秒5 .00メートルの地 点

22点 21点から真北 333 度06分33秒5 .00メートルの地 点

23点 22点から真北 334 度49分58秒5 .00メートルの地点

24点 23点から真北 335 度45分13秒5 .00メートルの地 点

25点 24点から真北 337 度25分31秒5 .00メートルの地 点

26点 25点から真北 339 度25分56秒5 .00メートルの地 点

27点 26点から真北 341 度26分21秒5 .00メートルの地 点

28点 27点から真北 343 度26分46秒5 .00メートルの地点

29点 28点から真北 344 度08分07秒1 89メートルの地 点

30点 29点から真北 345 度23分50秒5 .00メートルの地 点

31点 30点から真北 347 度00分08秒5 .00メートルの地 点

32点 31点から真北 348 度19分06秒5 .00メートルの地 点

33点 32点から真北 349 度20分38秒5 .00メートルの地

点 34点 33点から真北 350 度04分45秒5 .00メートルの地 点 35点 34点から真北 350 度30分59秒5 .00メートルの地 点 35点から真北 350 度41分24秒7 51メートルの地 36点 37点 36点から真北 350 度41分17秒1.05メートルの地 点 37点から真北 350 度33分41秒5 .00メートルの地 38点 点 39点 38点から真北 350 度00分03秒5 .00メートルの地 点 40点 39点から真北 348 度57分47秒5 .00メートルの地 41点 40点から真北 347 度26分54秒5 .00メートルの地 42点 41点から真北 345 度27分23秒5.00メートルの地 43点 42点から真北 342 度59分15秒5 .00メートルの地 点 44点 43点から真北 340 度02分29秒5 .00メートルの地 点 45点 44点から真北 336 度37分05秒5 .00メートルの地 点 46点 45点から真北 332 度42分46秒5 .00メートルの地 点 47点 46点から真北 328 度52分33秒3 92メートルの地 点 48点 47点から真北54度05分13秒9 32メートルの地点 49点 48点から真北77度09分28秒6.79メートルの地点 50点 49点から真北 149 度05分03秒3 .19メートルの地 51点 50点から真北 150 度37分48秒4 &1メートルの地 52点 51点から真北 153 度42分58秒4 81メートルの地 53点 52点から真北 156 度48分09秒4 81メートルの地 54点 53点から真北 159 度53分19秒4 81メートルの地 55点 54点から真北 162 度58分29秒4 .81メートルの地 56点 55点から真北 166 度03分39秒4 81メートルの地 56点から真北 169 度08分49秒4 .81メートルの地 57点 点 57点から真北 170 度40分58秒 29 52 メートルの 58点 地点 59点 58点から真北 169 度54分36秒5 .19メートルの地 点 60点 59点から真北 168 度20分59秒5 .19メートルの地

61点 60点から真北 166 度47分23秒5 .19メートルの地 点 62点 61点から真北 165 度13分47秒5 .19メートルの地 点 63点 62点から真北 163 度40分11秒5 .19メートルの地 点 64点 63点から真北 162 度06分34秒5 .19メートルの地 65点 64点から真北 160 度32分58秒5 .19メートルの地 点 66点 65点から真北 158 度59分22秒5 .19メートルの地 点 67点 66点から真北 157 度25分46秒5 .19メートルの地 点 68点 67点から真北 155 度52分09秒5 .19メートルの地 69点 68点から真北 154 度18分33秒5 .19メートルの地 70点 69点から真北 152 度44分57秒5 .19メートルの地 70点から真北 151 度11分20秒5 .19メートルの地 71点 点 72点 71点から真北 149 度37分44秒5 .19メートルの地 73点 72点から真北 148 度50分52秒 39 83 メートルの 地点 74点 73点から真北 148 度28分08秒4 99メートルの地 点 75点 74点から真北 147 度42分37秒4 99メートルの地 点 76点 75点から真北 146 度57分07秒4 99メートルの地 点 77点 76点から真北 146 度11分36秒4 99メートルの地 点 78点 77点から真北 145 度26分05秒4 99メートルの地 点 78点から真北 144 度40分34秒4 99メートルの地 79点 80点 79点から真北 143 度55分04秒4 99メートルの地 点 81点 80点から真北 143 度09分33秒4 99メートルの地 点 82点 81点から真北 142 度24分02秒4 99メートルの地 点 82点から真北 141 度38分31秒4 99メートルの地 83点 点 84点 83点から真北 141 度15分51秒 27 .02 メートルの 地点 85点 84点から真北 137 度30分38秒5 33メートルの地 点 86点 85点から真北 130 度00分16秒5 33メートルの地 点

87点 86点から真北 122 度29分54秒5 33メートルの地

点

88点 87点から真北 114 度59分31秒5 33メートルの地

点

89点 88点から真北 107 度29分09秒5 33メートルの地

点

90点 89点から真北99度58分47秒5 33メートルの地点

91点 90点から真北92度28分25秒5 33メートルの地点 92点 91点から真北88度43分14秒 40.76 メートルの地

点

93点 92点から真北 190 度08分18秒9 48メートルの地点

- (3) 面積
 - 6 ,984 .61平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号 平成13年3月16日 愛媛県指令港第80号
- 4 しゅん功認可年月日 平成15年11月14日

○愛媛県告示第2114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	落合久万線	周桑郡丹原町大字明河第 6 号391番19から	旧	メートル 75~138	キロメートル 0 .179	
宗	冷口人刀綵	同大字第6号391番18まで	新	15 .4 ~ 34 .8	0 .179	

○愛媛県告示第2115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	Я	客 合久万	ī線	周桑郡丹原 同大字第 6			番19から				平成15年11月14日

○愛媛県告示第2116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	弓削島循環線	越智郡弓削町下弓削1003番地先から			メートル 6.4~11.0	キロメートル 0 326	
宗	宁 即 南 循 塚 称	同町日比655番地先まで		新	13 0~24 2	0 326	

○愛媛県告示第2117号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県	道	弓削	削島循 ^玕	睘線	越智郡弓削 同町日比65			6				平成15年11月14日

○愛媛県告示第2118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	\boxtimes	間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備考
県 道	粟井浅海線	北条市中通字大泉甲36番 1 地先から		旧	メートル 8 8~36 .1	キロメートル 0.055	
宗 追	来升戊净級	同字甲42番 2 地先まで		新	10 .7 ~ 46 .3	0 .055	

○愛媛県告示第2119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	粟	并浅海	線	北条市中通同字甲42番			6				平成15年11月14日

○愛媛県告示第2120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	直路の種類	路線名	$oxed{oxed}$	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
ı		北条玉川線	北条市猿川字霜月田甲48番 3 から		旧	メートル 43~132	キロメートル 0.801	
県 道 北条玉川線		北 赤玉川緑	同市猿川字茶屋ヶ鼻甲877番 3 まで	新	4 3~13 2 12 3~36 8	0 .801 0 .766		

○愛媛県告示第2121号

四国地方整備局長から道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

道路の種類	路線	名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
一般国道	440=	L	上浮穴郡柳谷村大字西谷字	古味3289番から	IΒ	メートル 7.0~44.0	キロメートル 1 253	
一放四道	440号	ī	同字5624番 1 まで	新	7 D ~ 44 D 10 6 ~ 93 D	1 253 0 878		

○愛媛県告示第2122号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	城川檮原線	東宇和郡城川町大字下相829番 2 から		旧	メートル 10 8~12 2	キロメートル 0.010	
- 「	岁以八八百亩 1万元 75次	同大字828番 3 まで	新	12 D~14 D	0 .010		
"	"	東宇和郡城川町大字下相686番 5 から	旧	18 D~19 D	0 .025		
, "	"	同大字655番10まで		新	20 0~23 8	0 .025	

○愛媛県告示第2123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	東宇和郡城川町大字下相829番 2 から 県 道 城川檮原線 同大字828番 3 まで								平成15年11月14日			
	東宇和郡城川町大字下相686番 5 から " 同大字655番10まで									"		

○愛媛県告示第2124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅	延長	備考
県道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班	旧	メートル 5.6~ 9.4	キロメートル 0.048	
· 是	旧七件园脉	地先	新	12 0~27 6	0 .048	
"	,,	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班	旧	5.6~ 8.6	0 .038	
,,	"	地先	新	15 8~20 2	0 .036	
" 御內下畑地線		北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙97番	IΒ	3.6~ 4.8	0 .057	
"	1441/21 下次由2世紀末	心于如如序岡町八十下畑地子十七四乙が笛	新	5 4~16 6	0 .057	

○愛媛県告示第2125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日	
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先							
ıı	ıı .	北宇和郡津	北宇和郡津島町大字御内字道ノ川国有林20林班ろ小班地先							
"	御内下畑地線	北宇和郡津	北宇和郡津島町大字下畑地字半七田乙97番							

○愛媛県告示第2126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	〕路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	網代鳥越線	南宇和郡内海村家串90番 2 地先から		旧	メートル 6 0~14 0 24 0~39 5	キロメートル 0 <i>4</i> 51 0 .179	
		約10局越級	同村家串187番 2 地先まで		新	24 0~39 5	0 .179	

○愛媛県告示第2127号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15松局伊土検(開)第29号 平成15年10月29日	伊予郡砥部町高尾田1149番地 4 及び1149番地 9	伊予郡砥部町高尾田1156番地 門 田 晋 作 門 田 アツエ
15西局建(開)第19号 平成15年10月30日	西条市船屋字西新開甲687番13	西条市大町1707番地 大屋不動産株式会社 代表取締役 伊 藤 洋八郎
15西局建(開)第20号 平成15年11月 4 日	西条市大町字加茂新地1175番 1 、1176番34、1178番 3 、1178番 6 、 1203番 7 及び1203番 8	松山市白水台五丁目 5 番地 9 有限会社 がんば亭東予 代表取締役 森 實 美 子

○愛媛県告示第2128号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

川之江市上分町字車田 822 番 2 及び 822 番 2 地先水路

2 申請人の住所氏名 伊予三島市中央三丁目14番11号 有限会社トラヤ第一不動産 代表取締役 合田 義久

3 図面省略

公	告	

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名	称	代	表者	の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年11月4日	特定非営利活動法人花園	表	久	保	元	道	北宇和郡津島町岩松830番地	この法人は、不特定多数の地域住民に対して、高齢者への支援や子どもの健全育成等に関する事業を行いながら地域福祉の向上を目指すことによって公益に寄与することを目的とする。

〇公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成15年11月 6 日あったので公表する。

平成15年11月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成15年度年末一時金・その他
- 2 日時 平成15年11月7日正午以降本問題が完全解決に至 る間
- 3 場所

病	院	名	所 在 地			
財団法人	創精会		松山市美沢一丁目10の38			
医療法人	敬愛会久米	〈 病院	松山市南久米723			
医療法人会	清和会和加	スピタル分	北条市柳原739			
財団法人	真光会		松山市南高井1491			
医療法人	北辰会また	いて病院	西条市氷見丙477			
	新居浜精神 居浜病院	申衛生研究所	新居浜市松原町13の47			
医療法人	十全会十分	≧第二病院	新居浜市角野新田町1の1の 28			
八幡浜医館	师会立双岩病		八幡浜市若山 4 番耕地163			
社団法人	八幡浜医師	节会	八幡浜市広瀬一丁目7の17			

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を 単独又は併用して実施する。